対象者は各種制度をご利用ください

ひとり親家庭などへの支援制度

各種制度については所得制限がありますので、ご注意ください。

児童扶養手当

次の支給要件のいずれかに該当する児童を養育している父母、または養育者に対し、児童が18歳になった後の最初の３月31日（心身に障がいがある場合は20歳未満）まで支給します。

▽支給要件
①父母が離婚
②父または母が死亡
③父または母が重度の障がい者（身体障害者手帳の１級か２級程度）で、就労が不可能
④父または母による１年以上の遺棄
⑤父または母が裁判所からＤＶに関する保護命令を受けた
⑥父または母が１年以上拘禁
⑦父または母が３カ月以上生死不明
⑧母が未婚

▽支給月額　児童１人につき４万2,290円～9,980円／２人目は9,990円～5,000円を加算／３人目からは１人につき5,990円～3,000円を加算（いずれも所得によります）

※公的年金（遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など）の額が児童扶養手当の額より低い場合は、差額分の児童扶養手当を受給できますので、事前にお問い合わせください。

特別児童扶養手当

心身に障がいがある20歳未満の児童を養育している父母か、養育者に支給します。

▽支給要件
①身体障害者手帳の１級～３級程度（下肢の障がいは４級まで）
②愛護手帳のＡ（Ｂの一部を含む）
③その他の障がいで、常に介護が必要
④いずれの場合も福祉施設に入所していないこと

▽支給月額　児童１人につき５万1,450円～３万4,270円（障がいの程度によります）

ひとり親家庭等医療費給付事業

保険診療の医療費自己負担分を、児童が18歳になった後の最初の３月31日分まで支給します。
父または母には自己負担があります。

▽対象
①ひとり親家庭等の父または母および児童
②父母のいない児童

母子・父子自立支援員

母子・父子自立支援員は、ひとり親家庭や寡婦などの人たちの精神的安定を図り、関係機関と連携を取りながら、自立に必要な情報提供や相談指導などで支援するほか、職業能力の向上および求職活動に関する支援を行います。また、子育てなどに関する問題、児童扶養手当の受給やひとり親家庭等医療費、養育費の確保など、経済上の問題に関する相談にも応じています。
受付時間は、平日の午前９時～午後３時45分です。

■問い合わせ先　子育て支援課家庭支援係（市役所１階、☎40・7039）

弘前のいろいろなことについてのクイズだよ。答えはどこかのページに隠れているから探してね！

【質問】
プロ野球１軍公式戦などでにぎわった「はるか夢球場」。今度は、雪で覆われたグラウンドが巨大なキャンバスに変身するよ。雪に足跡をつけて作るこのアートはなんていうか、わかるかな？

① スノーアート
② リンゴアート
③ ネイルアート

意見募集を実施（パブリックコメント）

意見や提案を募集します

このたび、下記の案がまとまりましたので、市民の皆さんから意見や提案を募集するため、パブリックコメント（意見公募手続き）を実施します。

弘前市経営計画2018～2021（素案）

▽内容　人口減少、少子高齢化の進展や多様化するさまざまな地域課題に迅速かつ効率的に対応し、人口減少社会の中で持続可能なまちづくりを着実に進めるための、地域の新たな最上位計画の素案
▽募集期間　２月９日～３月９日（必着）
▽閲覧場所（土・日曜日、祝日を除く）　市役所総合案内所（市役所１階）、ひろさき未来戦略研究センター（市役所２階）および共通事項に記載の閲覧場所

▽提出先
①郵送・・・〒036・8551、上白銀町１の１、ひろさき未来戦略研究センターあて
②ひろさき未来戦略研究センターへ直接持参
③ファクス…35・7956
④Ｅメール…hif@city.hirosaki.lg.jp
⑤「わたしのアイデアポスト」へ投函

■問い合わせ先　ひろさき未来戦略研究センター（☎40・7021）

弘前市空き家等対策計画（案）

▽内容　空き家等の発生予防、利活用、適正管理などの各対策を、総合的かつ計画的に実施するための計画案
▽募集期間　２月23日まで（必着）
▽閲覧場所（土・日曜日、祝日を除く）　建築指導課（市役所４階）および共通事項に記載の閲覧場所

▽提出先
①郵送・・・〒036・8551、上白銀町１の１、建築指導課あて
②建築指導課へ直接持参
③ファクス…39・7119
④Ｅメール…kenchikushidou@city.hirosaki.lg.jp
⑤「わたしのアイデアポスト」へ投函

■問い合わせ先　建築指導課（☎40・0522）

～共通事項～

▽対象
①市内に住所を有する人
②市内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体
③市内の事務所または事業所に勤務する人
④市内の学校に在学する人
⑤本市に対して納税義務を有する人または寄付を行う人
⑥本案に利害関係を有する人

▽閲覧場所　岩木総合支所総務課（賀田１丁目）／相馬総合支所民生課（五所字野沢）／市民課駅前分室（駅前町、ヒロロ３階）／市民課城東分室（末広４丁目、総合学習センター内）／各出張所
※市民課駅前分室は土・日曜日、祝日も閲覧可。
※市ホームページでも閲覧可。

▽提出方法　所定の様式または任意の様式に、住所、氏名（法人などの場合は名称および代表者氏名）、在住・在学の区分（任意様式の場合は対象①～⑥のいずれか）、件名（任意様式のみ「弘前市経営計画2018～2021（素案）への意見」または「弘前市空き家等対策計画（案）への意見」）を必ず明記の上、提出してください。
※記入漏れなどがある場合は意見として受け付けませんのでご注意ください。また、電話など口頭では受け付けません。

▽意見の公表など　寄せられた意見などは、計画策定にあたっての参考とするほか、後日集約し、住所・氏名を除き、対応状況を市ホームページで公表します。なお、個別の回答はしませんので、ご了承ください。
※「わたしのアイデアポスト」は市役所総合案内所、岩木総合支所総務課、相馬総合支所民生課、市民課駅前分室・城東分室、各出張所に設置しています。